

平成20年度から健康診査の方法が変わります

財政改革の一環として、平成20年度から健康診査料金の一部を負担していただくことになりました。これについては、減免制度があります。（健診受診前に減免の手続きが必要です。詳しくは追ってご案内します。）なお、負担金は健診の際に受付窓口でお支払いいただくこととなります。

その他、次のことについて20年度から健康診査についての変更がありますので、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしく願いたします。



●40～74歳の人を対象に、従来の「基本健康診査」が新しく「特定健診・特定保健指導」に変わります。特定健診は、医療保険者が実施主体となり、メタボリックシンドロームに着目した健診で、町では国民健康保険の被保険者が対象になります。さらに、腹囲の測定が追加されます。

●75歳以上の人の健康診査は、「栃木県後期高齢者医療広域連合」が実施主体ですが、町が委託を受けて行います。



●20歳以上の人の「子宮がん検診」、30歳以上の人の「乳がん検診」は、隔年受診ではなく、毎年受診していただけます。

●新しく「骨粗鬆症検診」「歯周疾患検診」が受診できるようになります。



●健診を受診する際は、問診票の他に町が発行する「受診券」及び「健康保険証」が必要になります。

個別健診と集団健診は、受診者の負担金額が異なりますが、これは、かかりつけ医のもとで、受診者の普段の健康状態を把握したうえでの健診になること、また、医師と1対1でよりきめの細かい指導助言が受けられることや、健診結果次第では速やかに必要な医療に繋がるというメリットがある等の理由から、集団健診とは内容が異なることによるものです。

集団健診や個別健診は町が委託する健診機関や医療機関で実施することになりますが、個人負担額、実施機関、時期及び会場等の詳細は、追ってご案内いたします。

▼問い合わせ先＝保険課 健康診査担当 ☎9129